

2023 年（令和 5 年）11 月 10 日

合同会社 LeyLine Group  
代表社員 柳川信證 様

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者機構日本  
代表理事 佐々木 幸孝



## 申 入 書

私ども消費者機構日本（以下、「当機構」といいます。）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供、集団的消費者被害の救済等を通じて消費者被害の拡大防止・救済を図ることを目的として消費生活の専門家と法律の専門家ならびに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。

また、消費者契約法第 13 条に基づく適格消費者団体の認定及び消費者裁判手続特例法第 71 条第 4 項の規定に基づく特定適格消費者団体の認定を内閣総理大臣から受けています。

詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。

この間消費者から当機構に対して、貴社が行っている「専属演者契約」の勧誘方法について苦情が寄せられ、当機構において当該苦情以外の情報も収集し、独自に調査し検討を行いました。その結果、貴社の勧誘方法、貴社の用いている「専属演者契約書」における契約条項は、消費者契約法、特定商取引法に抵触するものであると考えますので、以下のとおり、その差止めを申し入れます。

なお、本申入れに応じるか否かの回答は、2023 年（令和 5 年）12 月 11 日までに到着するよう、当機構宛に書面でお送りくださいますよう、お願いいたします。

また、本件につきましては、本書面の内容及び貴社のご回答の有無並びに内容等を当機構ウェブサイト等に公表する場合がございますことをご承知おきください。

### 第 1 申入れの趣旨

- 1 貴社は、消費者に対し、俳優・タレント・モデル等として専属とする契約の締結を勧誘するに際し、仕事を回せる具体的予定がないのに、仕事を回す予定である旨を告げてはならない。
- 2 貴社は、消費者に対し、訪問販売あるいは業務提供誘引販売によって俳優・タレント・モデル等として専属とする契約を締結する場合に、クーリングオフができないとする意思表示をしてはならない。

- 3 貴社は、以下の意思表示をしてはならない。
- (1) 契約期間満了時に連絡なく解除の手続きを遅滞した場合には保証金（積立金）の受け取りを放棄したとみなす意思表示。
  - (2) 契約期間の途中で解除した場合には、保証金・入会金（事務手数料）を返還しないという意思表示。
  - (3) 契約期間満了前の中途解除はできないとする意思表示。
- 4 貴社は、前2、3の意思表示が記載された契約書を破棄しなければならない。
- 5 貴社は、その従業員及び委託している勧誘者に対し、前1の勧誘行為、前2、3の意思表示を行ってはならないこと及び前2、3の意思表示が記載された契約書を破棄して使用しないことを周知徹底させる措置をとること。
- をそれぞれ請求します。

## 第2 申入れの理由

- 1 特定商取引法の訪問販売及び業務提供誘引販売に当たること
- 貴社に対する被害相談は、短期間に極めて多数に上ります。その内容に共通するのは、オーディションを行うと称して呼び出し、その実「専属演者契約」と称する俳優・タレント・モデルなどとして貴社に専属させる契約を締結の勧誘していることです。このような勧誘方法は、特定商取引法の特定顧客に対する勧誘として訪問販売に該当します（特定商取引法2条1項2号、同政令1条）。
- また貴社は、消費者に対し、「実績を積むために必要」などと申し向けて、有償の仕事を回すことを約束して、消費者に例えばゴールドプランの場合事務手数料（場合によっては入会金と称しているようです）5万円（税別）、保証金（場合によっては積立金と称しているようです）54万円（税別）を支払わせています。これは業務提供利益で誘引して、消費者に特定負担をさせるものですから特定商取引法の業務提供誘引販売に該当すると考えられます。
- 2 勧誘方法の差止請求
- 貴社による消費者被害の内容としては、多数の消費者が、「専属縁者契約」を締結することで仕事を回すとして勧誘されていたのに実際には仕事が回ってこなかった、と述べています。
- 消費者契約法は、事業者が消費者に対し、契約の目的となるサービスの内容の重要な部分に関して不実のことを告げ、その結果締結された契約を取り消しうるものとし（同法4条1項1号）、併せて適格消費者団体にそのような勧誘行為の差止請求権を付与しています（同法12条1項）。貴社に関して多数の消費者が仕事を回すと約束したのに、仕事が回ってこなかったと述べていますので、実際には回すべき仕事がないにもかかわらず



仕事を回すと貴社の提供するサービス内容に関して不実のことを告げていた、と考えざるを得ません。よってこのような勧誘行為の差止めを求めます。

また特定商取引法の訪問販売では、サービス内容に関して不実のことを告げることは禁止され（同法6条1項1号）、適格消費者団体による差止請求の対象になっています（同法58条の18第1項1号）。貴社の販売方法は、通常は訪問販売にあたりますので、適格消費者団体としてこのような勧誘方法の差止めを求めるものです。

さらに特定商取引法の業務提供誘引販売では、訪問販売と同様に貴社の提供するサービス内容に関して不実のことを告げること、および業務提供利益（仕事を回すことで得られる利益）に関する事項に関して不実のことを告げることは禁止され（同法52条1項1号、4号）、適格消費者団体による差止請求の対象になっています（同法58条の23第1項1号、4号）。

貴社の販売方法は、通常は業務提供誘引販売にあたりますので、勧誘方法の差止めを求めるものです。

### 3 クーリングオフに関する契約条項の差止請求

貴社が使用している「専属演者契約書」13条1項7号で「クーリングオフはできません。」と書かれています。しかし、訪問販売、業務提供誘引販売の場合、クーリングオフは片面的強行規定ですので（同法9条8項、58条4項）、その権利を奪うことはできません。またそれに反する意思表示に対しては差止請求を行うことができます（同法58条の18第2項1号、58条の23第2項1号）。

また、それに契約書の廃棄その他の付随する措置をとることを請求できることになっています。

### 4 その他の契約条項について差止請求

貴社が使用している「専属演者契約書」には13条1項7号以外にも、消費者契約法、特定商取引法に抵触していると考えられる条項が見受けられます。とりわけ第5条各号の規定は、以下の理由で消費者契約法、特定商取引法に抵触するもので差止請求ができるものです。

- (1) 同条2号において「連絡なく遅滞した場合は自動的に契約が満了され積立金の受け取りは放棄したものとみなします。」とあります。これは「消費者の不作为をもって承諾の意思表示をしたものとみなす条項」であり、しかも高額の積立金の受け取りを放棄させられ、消費者に一方的に不利益なものですから、消費者契約法10条に抵触するものです。
- (2) 同条3号、4号で契約期間満了に達せず解除した場合には積立金の返還はしない旨の条項がありますが、これは消費者契約法9条1号が、解除の場合に事業者が生じる平均的損害を超える違約金等の約定を無効としていることに反します。

また特定商取引法は、契約解除の場合に請求できる損害賠償額につい

て詳細な定めを行っています（訪問販売の場合合同法10条1項、業務提供誘引販売の場合58条の3第1項）。この規定にも反します。

- (3) 同条5号、6号は契約期間満了前に中途解除を行う場合に多額の違約金を支払わなければ、解除できないとする条項で、「専属演者契約」は準委任の契約であり、民法上は中途解約が認められるもので、それと比して消費者の義務を加重しており、しかも多額の金銭の支払いを条件としていることから消費者に一方的に不利益な条項であり、消費者契約法10条に反します。

よって、消費者契約法12条3項及び特定商取引法58条の18第2項2号並びに同法58条の23第2項2号に基づき、これらの契約条項に関する意思表示の差止め、及びそれに契約書の廃棄など付随する措置を請求します。

#### 5 結語

以上のとおり、貴社の不当な勧誘行為及び不当な契約条項に対する差止めを請求いたします。

以上

<この件に関するお問い合わせ先・ご回答の送付先>  
特定非営利活動法人 消費者機構日本 (担当;板谷)  
〒102-0085 東京都千代田区六番町15 プラザエフ6F  
TEL 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077  
Eメール [itadani@coj.gr.jp](mailto:itadani@coj.gr.jp)  
ホームページ <http://www.coj.gr.jp>